

佐賀県告示第 238 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。

平成 30 年 6 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

(1) 化学名 2 - メトキシ - N - フェニル - N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] アセタミド (通称名 : Methoxyacetyl fentanyl) 及びその塩類

(2) 化学名 2 - ({ [2 - (4 - ヨード - 2 , 5 - ジメトキシフェニル) エチル] アミノ } メチル) フェノール (通称名 : 25I-NBOH、2C-I-NBOH) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため